

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」等の一部改正（案）に関する
意見公募の結果について

令和 7 年 5 月
国土交通省航空局
安全部安全政策課

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」等の一部改正（案）に関し、令和 6 年 1 2 月 5 日（木）から令和 7 年 1 月 8 日（水）までの期間において意見公募を行いました。このうち、付加検査及び日常の健康管理関係の改正事項としていた「航空運送事業に使用される航空機に 60 歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準（平成 12 年 1 月 28 日空航第 100 号・空乗第 23 号）の一部改正」、「航空身体検査付加検査実施要領（平成 19 年 5 月 28 日国空乗第 92 号）の一部改正」、「航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正」及び「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正」について、募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも航空行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

※「航空機乗組員の健康管理に関する基準」等の一部改正（案）のうち、アルコールに関する教育訓練及び健康管理の充実並びにアルコール検査関係の改正事項としていた「安全管理システムの構築に係る一般指針（平成 18 年 9 月 26 日国空航第 530-1 号、・国空機第 661-1 号）の一部改正」、「航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正」、「運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日空航第 78 号）の一部改正」及び「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領（平成 31 年 1 月 31 日国空航第 2282 号）の一部改正」の意見公募の結果につきましては、今後、当該通達の公布に併せて公表する予定です。

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
<p>今回の改正はルールを緩和する方向であるが、根拠なく年齢を緩和させることには反対である。</p> <p>空の安全を守るためにルールが存在しているはずであるが、なぜ何歳を引き上げても問題ない（安全が担保される）のか、資料を公開して意見公募することが適切であると考えている。</p>	<p>今回の改正は、医学分野の有識者からなる検討会において、諸外国の動向、国内の状況等も踏まえて、議論いただき、そのとりまとめ結果を反映したものです。</p> <p>なお、検討会の資料等は、国土交通省ホームページにて公開しております。</p>
<p>付加検査の年齢を 65 歳以上に変更しスクリーニングを廃止する見込みが決まっているのであれば、早期に施行をしていただきたいです。</p> <p>60 歳を間近に迎える人にとっては付加検査やスクリーニングの可否によって受検準備が変わってくる。</p>	<p>改正通達の施行については、各航空会社における関係規程類の改正作業、航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医への周知等を行う必要があるため、令和 7 年 10 月 1 日から施行します。</p>
<p>今回改正を予定している基準等は、国土交通省航空局安全部長等の通知等であるため、必ずしも基準どおりでなくてもこれに準じていれば問題ない場合もあるという認識でよいのでしょうか。</p>	<p>今般改正する基準等は、法令の要件を満たす方法を示したもの等であるため、規制対象者は原則として、これにしたがっていただくこととなります。</p>